

3. 第二種奨学金の新規貸与（休学中の学生対象）の手続きについて

下記の内容を確認して頂き、申請希望の方は期日までに書類の提出をしてください。

(1) 推薦区分及び対象学種

第二種奨学生

大学、専攻科生、大学院生（博士前期・後期課程）、法科大学院生

(2) 対象学年

全学年

(3) 対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たすことが必要です。

① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること

- ・ 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
- ・ 家計基準は、本機構で2020年度（2019年分）の収入情報を確認します。

② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと

③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度（2020年度）中に休学

- しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている学生等
- ・ 推薦時に当該活動を行っていないくとも、令和3年3月までに休学し当該活動を開始する者も対象です。
- ・ 申請時において既に活動が終了し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。
- ・ 令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。

【家計基準の詳細については日本学生支援機構 HP からご確認ください。】

◆（学部生、専攻科生）大学での申込資格・申込基準

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html

◆（大学院生、法科大学院生）大学院での申込資格・申込基準

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/in/index.html

(4) 申請方法

学部生、大学院生と申請方法が異なる為、申請希望の方は別途個別にご連絡とさせていただきます。申請希望の方は下記のフォームから申請してください。

フォーム申請期日：令和2年12月23日（水）



【申請フォーム】

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=mpb08o-bkk2TnEVb-RYJbaRfO8d7Ky1Bidf-ElUsewNUODFMWEsyNkQ4SE5CWIJGMk8xWEhQQUNKOC4u>

(5) 貸与期間

① 貸与始期

当該休学期間における活動開始年月（令和2年4月～令和3年3月）

※ 活動開始年月が令和2年3月以前であっても令和2年4月が貸与始期となります。

※ 活動開始年月が令和3年4月以降の場合は、申し込むことができません。

② 貸与終期

原則として卒業予定期

※ 当該休学期間における貸与期間は、最大1年間です。

・ 貸与始期から1年経過後において、引き続き休学する場合は、「休学中奨学金採用願」（後記4. (1) ②参照）の活動期間及び休学期間に基づき、日本学生支援機構において休止処理を行います。なお、復学後に復活を希望する場合は、異動手続きが必要ですので、当課へご連絡ください。

※ 当該休学期間後に卒業予定期が延長となる場合は、当該事由による第二種奨学金貸与期間延長手続きを行うことにより、最大で1年間貸与期間を延長することができます。

※ 当該休学による貸与期間は、修業年限に入ります。

※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

(6) 貸与金額

第二種奨学金の貸与金額については、日本学生支援機構ホームページをご確認ください。なお、入学時特別増額貸与奨学金は対象となりません。

(7) 奨学金申込みにかかる留意点

【提出書類】

※申請フォームに入力後、提出書類の詳細は当課からご案内します。

① 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」

② 「休学中奨学金採用願」

③ マイナンバー提出書類（学部生のみ、大学院生は採用後に提出）

④ 該当者のみ

・ 外国籍の者は、申込者本人の「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」

・ 社会的養護を必要とする者は、申込者本人の「社会的養護を必要とする者であること

を証明する書類」

(2) スカラネットによる申込み

スカラネット識別番号は申請フォーム入力後、当課より送付します。
送付案内に従い、期日までに入力してください。

その他ご不明な点は担当までご連絡ください。

【担当】

〒192-0397 東京都八王子市南大沢1-1
東京都立大学管理部学生課厚生係
日本学生支援機構担当
Mail : shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp